

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターで使用する電力の供給

入 札 説 明 書
(最低価格落札方式)

平成23年2月22日

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターの調達契約（国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターで使用する電力の供給）に係る公告（平成23年3月8日付）に基づく入札等については、政府調達に関する協定（昭和55年条約第14条）、会計法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター

庶務課長 鬼塚 剛博

◎ 調達機関番号 017

◎ 所在地番号 4 4

2 調達内容

(1) 品目分類番号 23

(2) 調達件名及び数量

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターで使用する電力の供給

契約電力 288kw

予定使用電力量 810,096kWh

(3) 調達件名の特質等

別添仕様書による。

(4) 契約期間

自 平成23年6月 1日

至 平成24年3月31日

(5) 需要場所

大分県別府市南荘園町 2 組

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター

(6) 入札方法

① 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 入札金額については、各社において設定する契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価を記載すること。（小数点以下を含むことができる。）

③ 落札者の決定は、上記入札金額にしたがって計算した総価で行うので、当該金額を上記の単価と併せて記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を記載した入札書を提出しなければならない。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない者
- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (3) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で、「物品の製造」または「物品の販売」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
 なお、競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。
 〒874-0904 大分県別府市南荘園町2組
 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター庶務課
 TEL 0977-21-0181
 FAX 0977-21-2794
- (4) 別紙4に定める書類を提出した者で、契約担当官等において審査し、合格と認められた者であること。したがって、未提出の者及び不合格となった者（不合格通知受理者）については、この一般競争には参加できない。なお、上記書類は平成23年3月8日（火）17時00分までに提出すること（郵送の場合は期日必着のこと）。合格者に対して特に通知は行わないが、不合格の場合3月14日（月）までに電話等で通知の上、後日不合格通知書を郵送する。

4 入札書の提出場所等

入札書は、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙3-1により3月8日（火）17時00分までに申し出ること。このとき別紙3-2の「紙入札業者登録用紙」を併せて提出すること。また、電子入札システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続に従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子入札システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

平成23年3月22日（火）15時00分

（電子入札システムに到着するよう提出すること。なお、電子入札システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。）

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の受領期限

平成23年3月22日（火）15時00分

(郵送の場合は受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。)

- ② 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒874-0904 大分県別府市南荘園町2組
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
別府重度障害者センター庶務課 佐藤美紀 TEL 0977-21-0181

- ③ 入札書の提出方法

入札書は別紙1-1、別紙1-2の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター分任支出負担行為担当官殿と記載）及び「平成23年3月23日開札〔国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターで使用する電力の供給〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

- ④ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「平成23年3月23日開札〔国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターで使用する電力の供給〕の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4(2)②宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- (3) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- ② 入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

- (4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

- (5) 代理人による入札

- ① 代理人が電子入札システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかななければならない。技術資料等の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。
- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで別紙2の様式による代理委任状を提出しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5 開札

- (1) 開札の日時及び場所

平成23年3月23日（水）14時00分
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター管理棟
2階大会議室

- (2) 電子入札システムによる入札の場合

電子入札システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、分任支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、電子入札システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

6 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、別紙4に定める書類を3月8日（火）17時00分までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書4(1)又は(2)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子入札システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、更に分任支出負担行為担当官が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において分任支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 分任支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

契約書に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に契約金額を支払うものとする。また、各月の請求については、国立障害者リハビリテーションセンターの指示に基づき料金を国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター及び国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター私用分に2分割のうえ支払請求書を作成すること。

(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ ヘルプデスク 03-5437-0732
- ・ ホームページ <http://www.ebid.mhlw.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4(2)②の入札書の提出場所に連絡すること。

(7) 納入時の留意事項

契約締結者は、納入作業に伴い次の各号を厳守しなければならない。

- ① 通路をふさいで作業を行うときは、迂回路を確保したうえ、誘導員を配置すること。
- ② 納入作業に伴う工具・機材等は通路上には置かないこと。やむを得ず置く場合は、誘導員を配置すること。
- ③ 移動する際は、右側通行とすること。
- ④ 納入作業関係車両は指定された場所に駐車し、8に記載された職員に登録番号及び車種名を書面により報告すること。

7 質問に関する事項

この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書、仕様書、契約書案（別紙6）及び添付書類等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該説明書等について疑義がある場合は、下記の方法にて問い合わせること。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

質問方法 別紙8を用いて電子メール又はFAXにて提出すること。

提出期限 平成23年3月8日（火）17時00分

提出場所 8に同じ

8 本件調達に関する照会先

〒 874-0904 大分県別府市南莊園町 2 組

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター

庶務課 佐藤美紀

TEL 0977-21-0181

FAX 0977-21-2794

電子メールアドレス sato_m2@beppu-nrh.go.jp

入 札 書

金 _____ 円

件 名：国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター
で使用する電力の供給
(平成23年3月23日開札)

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

分任支出負担行為担当官
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
別府重度障害者センター庶務課長 殿

【記載例】

別紙1-1

入 札 書

金 _____ 円

件 名：国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター
で使用する電力の供給
(平成23年3月23日開札)

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

平成 年 月 日 記載年月日

住 所 契約相手方（本社等）の住所

商号又は名称 業者名

代 表 者 一番札・・・契約相手方（代表者）氏名 印
二番札以降・・・委任状の者

分任支出負担行為担当官
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
別府重度障害者センター庶務課長 殿

入札内訳書

年月	基本料金			電力料金										蓄熱割引額			総計
	契約電力 (kW)	単価 (円/kW・月)	力率 (%)	ピーク時間		夏季昼間時間		その他夏季昼間時間		夜間時間		総使用 電力量 (kWh)	合計 (円)	蓄熱電力量 (kWh)	蓄熱割引率	合計 (円)	
				使用電力量 (kWh)	単価 (円/kWh)	使用電力量 (kWh)	単価 (円/kWh)	使用電力量 (kWh)	単価 (円/kWh)	使用電力量 (kWh)	単価 (円/kWh)						
平成23年6月	288		100				38,472		20,238		58,710		2,021				
平成23年7月	288		100	13,218	41,730			30,864		85,812			6,941				
平成23年8月	288		100	15,690	50,382			38,868		104,940			11,460				
平成23年9月	288		100	11,982	39,162			32,616		83,760			6,847				
平成23年10月	288		100			34,254		21,588		55,842			1,303				
平成23年11月	288		100			40,158		27,174		67,332			2,872				
平成23年12月	288		100			52,188		34,368		86,556			4,812				
平成24年1月	288		100			57,108		40,476		97,584			5,526				
平成24年2月	288		100			53,400		30,636		84,036			4,530				
平成24年3月	288		100			56,478		29,046		85,524			3,395				
年計																入札金額	

※本様式は、参考例として作成していますので、各社の電気料金の算定方法に従い、適宜修正下さい。

入札金額＝年間総計(10ヶ月)×100/105(円未満切り捨て)

委 任 状

(住所) _____

私は、(氏名) _____ 印 を代理人と定め下記事項の

入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者
センターで使用する電力の供給

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

分任支出負担行為担当官

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
別府重度障害者センター庶務課長 殿

【記載例】

別紙2

※ 資格通知書の写しが本社になっている場合は【本社→支店（営業所）】と
【支店（営業所）→担当者】の2枚の委任状が必要になります。

委 任 状

(住所) 会 社 の 住 所

私は、(氏名) 入札当日参加する者 印 を代理人と定め下記事項の

入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者
センターで使用する電力の供給

平成 年 月 日 記載年月日

住 所 契約相手方（本社等）の住所

商号又は名称 契約相手方の業者名

代 表 者 契約相手方（代表者）氏名 印

分任支出負担行為担当官

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局

別府重度障害者センター庶務課長 殿

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
別府重度障害者センター庶務課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴センター発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターで
使用する電力の供給

2 電子入札システムでの参加ができない理由

【記載例】

別紙3-1

平成 年 月 日
記載年月日

分任支出負担行為担当官
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
別府重度障害者センター庶務課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴センター発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターで使用する電力の供給

2 電子入札システムでの参加ができない理由

(例) ICカードの取得が間に合わないため

紙入札業者登録用紙

資格審査登録番号		10桁の数字
企業名称		
企業郵便番号		
企業住所		
代表者氏名		
代表者役職		(例) 社長
代表者電話番号		
代表者FAX番号		
連絡先名称		(例) 営業部
連絡先氏名		
連絡先郵便番号		
連絡先住所		
連絡先電話番号		
連絡先FAX番号		
連絡先メールアドレス		

※代表者と連絡先が同じ場合は、連絡先の欄は「同上」でかまいません

競争参加資格確認関係書類

- 1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
- 2 その他参考資料
会社履歴書又はこれに類する書類
- 3 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第16条の2第1項の規定に基づき特定電気事業者としての届出を行っていることを証する書類（ただし同法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者については必要ない）
- 4 別紙5-1の適合証明書
- 5 提出部数 各1部

適合証明書

平成 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1. 平成21年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	平成 21 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO2/kWh)		
②	平成 21 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成 21 年度の新エネルギー導入状況		

	項目	譲渡予定量	点数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		
①～④の合計点数			

2. 平成21年度において、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (平成14年法律第62号)」 (R P S法) の第8条第1項の勧告を受けていないこと。

適・否	
-----	--

注1) 1の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙5-2により算出した値を記載すること。

注2) 1の合計点数が70点以上であって、かつ、2に「適」と記載した者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

適合証明書に関する得点表

別紙5-1①～④の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の点数の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①平成21年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.350未満	70
	0.350以上 0.375未満	65
	0.375以上 0.400未満	60
	0.400以上 0.425未満	55
	0.425以上 0.450未満	50
	0.450以上 0.475未満	45
	0.475以上 0.500未満	40
	0.500以上 0.525未満	35
	0.525以上 0.550未満	30
	0.550以上	25
②平成21年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	15
	0.675%以上1.35%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成21年度の新エネルギー導入状況	1.0倍以上	15
	0.8倍以上 1.0倍未満	5
④グリーン電力証書(※)の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.00%	10
	2.50%	5
	活用しない	0

(注) 各用語の定義は、別紙5-3「各用語の定義」を参照。

※財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

別紙5-2の「各用語の定義」

用語	定義
①平成21年度1kWh当りの二酸化炭素排出係数	<p>「平成21年度1kWh当りの二酸化炭素排出係数」は、次のいずれかの数値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成21年度の二酸化炭素排出係数。 上記1の係数が無い場合、各電気事業者がHPで公表している全電源平均の平成21年度の係数。
②平成21年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成20年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成20年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (kWh)を平成19年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{平成20年度の未利用エネルギー活用状況 (\%)} = \frac{\text{平成20年度の未利用エネルギーによる発電電力量}}{\text{平成20年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と、当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電量とする。 <p>未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、趣旨から考慮し含まない。）をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工場等の廃熱又は排圧 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（PRS法で定める新エネルギーに該当するものを除く。） 高炉ガス又は副生ガス
③平成21年度の新エネルギー導入状況	<p>化石燃料に代わる新エネルギー導入促進の観点から、平成21年度における新エネルギーの利用量を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>新エネルギーの導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう（単位は全てkWh）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成21年度自社施設で発生したRPS法で定める新エネルギー等電気の利用量（以下、「新エネ利用量」という。） 平成21年度他社より購入した新エネ利用量及び新エネルギー電気相当量（RPS法施工規則第1条第2項に定めるものをいう。以下、「新エネ相当量」という。） 平成21年度他社に販売した新エネ相当量及び新エネ相当量 平成20年度からバンキングした新エネ相当量 平成22年度にバンキングした新エネ相当量 資源エネルギー庁が発表したRPS法第4条及び附則第3条に定める方式により算出した平成21年度の当該電気事業者の基準利用量 <p>(算出方式)</p> $\text{平成20年度の新エネルギー導入状況} = \frac{\text{①} + \text{②} - \text{③} + \text{④} - \text{⑤}}{\text{⑥}}$

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターで使用する電力の供給契約書（案）

発注者 分任支出負担行為担当官国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター庶務課長 鬼塚 剛博（以下「甲」という。）は、受注者 ○○（以下「乙」という。）と国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターで使用する電力に関し、次の条項により供給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき甲の国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターで使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は次のとおりとする。ただし、以下の金額には消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。

基本料金単価（単位：キワット・月）

常時電力基本料金単価	円	銭
予備電力基本料金単価	円	銭

電力量料金単価（単位：キワット時）

ピーク時間	円	銭
夏季昼間時間	円	銭
その他季昼間時間	円	銭
夜間時間	円	銭

2 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29項並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額である。

3 乙の発電費用等の変動により契約の改定を必要とするときは、別途定めるところにより価格を改定できる。

（契約保証金）

第3条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（契約期間）

第4条 契約期間は、平成23年6月1日から平成24年3月31日までとする。

（権利義務の譲渡）

第5条 乙は、甲の承認を得ないでこの契約の履行を他に承継せしめ、又はこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当り信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関（注）に対し債権を譲渡する場合は、その限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(注) 中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関

①銀行、②信用金庫及び信用金庫連合会、③労働金庫及び労働金庫連合会、④信用協同組合及び信用協同組合連合会、⑤農業協同組合及び農業協同組合連合会、⑥漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、⑦農林中央金庫、⑧商工組合中央金庫、⑨国際協力銀行、⑩日本政策投資銀行、⑪国民生活金融公庫、⑫中小企業金融公庫、⑬沖縄振興開発金融公庫、⑭保険会社

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、都合により予定電力量を上回り、又は下回ることができる。

(接続供給契約により生じる債務の負担)

第7条 乙が九州電力株式会社と締結する接続供給契約によって電気の供給を行う場合、当該接続供給契約によって生じる料金その他の金銭債務(甲に起因して生じる金銭債務を除く)は、乙が負担するものとする。

(契約電力の変更)

第8条 契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとする。

2 甲が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて甲乙協議を行い、契約超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を契約超過金として乙に支払うものとする。

(計量及び検査)

第9条 計量日は原則として毎月1日とし、乙は計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第10条 料金の算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の支払及び遅延利息)

第11条 乙は第9条に定めた検査終了後、契約電力(常時電力)に第2条に定める契約金額(常時電力基本料金単価)を乗じて得た金額及び契約電力(予備電力)に第2条に定める契約金額(予備電力基本料金単価)を乗じて得た金額の合計金額(以下「基本料金」という。)に当該月における使用電力量に第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額を加算した額から第12条に定める蓄熱割引額を減じた金額(当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。)に消費税額及び地方消費税額(当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。)を加算した額を、1月毎に甲に請求するものとし、甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に支払わなければならないものとする。

2 甲は自己の責に帰すべき事由により前項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年3.3%を乗じて算出した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(蓄熱割引額)

第12条 蓄熱運転により昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な電力量に対して蓄熱

割引を行う場合は、【落札者が提示した割引算式により算定する。】

(機密の保持)

第13条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。本契約の履行を終了の後も同様とする。ただし、甲及び乙の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第14条 次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲乙の協議により認められたとき。
- 二 本契約に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- 三 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

(違約金)

第15条 乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額から契約期間満了の日までに係る第12条に定める蓄熱割引額を減じた額に第11条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、業務の実施に当たり、甲に損害を与えたときは、甲に対しそれによって生じる一切の損害を賠償するものとする。但し、その損害の発生が乙の責に帰さない事由によると認められる場合においては、この限りではない。

2 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(協議事項)

第17条 この契約に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第18条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター所在地を管轄区域とする大分地方裁判所とする。

(特約条項)

第19条 甲及び乙は、この契約のほか、次の各号に定める特約条項を締結する。

- (1) 談合等の不正行為に係る解除
- (2) 談合等の不正行為に係る違約金
- (3) 違約金に関する遅延利息

2 前項各号に規定する特約条項は、別添1に定めるとおりとする。

この契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者（甲） 大分県別府市南莊園町2組
分任支出負担行為担当官
国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局別府重度障害者センター
庶務課長 鬼塚 剛博

受注者（乙）

談合等の不正行為に関する特約条項

発注者 分任支出負担行為担当官国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府
重度障害者センター庶務課長 鬼塚 剛博（以下「甲」という。）及び受注者
（以下「乙」という。）が平成 年 月 日付で締結した「国立障害者リハビリテーショ
ンセンター自立支援局別府重度障害者センターで使用する電力の供給」契約（以下「本契約」
という。）について、談合等の不正行為に関し、次の特約条項の締結を行うものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第1条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部
を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、
その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8
条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による
排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において
読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は
同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知
を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第1
98条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき
（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第1
6項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しな
ければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部
を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、
請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の
請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わな
ければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2
（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による
排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排
除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第
8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を
行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消
す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第13項又は第
16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89
条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者（甲） 大分県別府市南莊園町2組
分任支出負担行為担当官
国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局別府重度障害者センター
庶務課長 鬼塚 剛博

受注者（乙）

月別予定使用電力量（平成23年6月～平成24年3月）

	総使用電力量 (kWh)	ピーク時間 (kWh)	夏季昼間時間 (kWh)	その他季昼間時間 (kWh)	夜間時間 (kWh)	蓄熱電力量 (kWh) (再掲)
平成23年 6月	58,710			38,472	20,238	2,021
7月	85,812	13,218	41,730		30,864	6,941
8月	104,940	15,690	50,382		38,868	11,460
9月	83,760	11,982	39,162		32,616	6,847
10月	55,842			34,254	21,588	1,303
11月	67,332			40,158	27,174	2,872
12月	86,556			52,188	34,368	4,812
平成24年 1月	97,584			57,108	40,476	5,526
2月	84,036			53,400	30,636	4,530
3月	85,524			56,478	29,046	3,395
合計	810,096	40,890	131,274	332,058	305,874	49,707

(注)

- ・ピーク時間・・・・・・・・・・平成23年7月1日から平成23年9月30日までの期間における、毎日午後1時から午後4時までの時間。ただし、下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・夏季昼間時間・・・・・・・・・・平成23年7月1日から平成23年9月30日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間。ただし、ピーク時間及び下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・その他季昼間時間・・・・・・平成23年6月1日から平成23年6月30日及び平成23年10月1日から平成24年3月31日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間。ただし、下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・夜間時間・・・・・・・・・・ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間。
- ・休日等・・・・・・・・・・日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、平成23年12月29日、12月30日、平成24年1月3日。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター
で使用する電力の供給契約に係る質問書

業 者 名			
担当者名			
電話番号		F A X 番 号	

質 問 事 項	

【記入例】

別紙8

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター
で使用する電力の供給契約に係る質問書

業 者 名			
担当者名			
電話番号		F A X 番 号	

質 問 事 項	
1	入札説明書の6(2) (〇〇ページ) 「.....」について [質問内容] 〇〇〇〇〇〇.....
2	入札仕様書の別紙1の(3) (〇〇ページ) 「.....」について [質問内容] 〇〇〇〇〇〇.....

仕 様 書

1 概要

(1) 需要場所 国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局別府重度障害者センター
大分県別府市南荘園町2組

(2) 業種および用途 官公署（国立更生援護機関）

2 仕様

(1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式および蓄熱式負荷設備の有無

- | | | |
|---------------|---------------------------|----|
| ① 供給電気方式 | 交流3相3線式 | |
| ② 供給電圧（標準電圧） | 6,000V | |
| ③ 計量電圧（標準電圧） | 6,000V | |
| ④ 標準周波数 | 60Hz | |
| ⑤ 受電設備の総容量 | 555kVA | |
| ⑥ コンデンサ取付容量 | 50kVA | |
| ⑦ 受電方式 | 1回線受電 | |
| ⑧ 蓄熱式負荷設備の有無 | 有 | |
| ・（株）日立空調システム製 | 氷蓄熱パッケージエアコン | 5台 |
| | (RAS-J280FSHT2+RT-J280TW) | |
| ・（株）日立空調システム製 | 氷蓄熱パッケージエアコン | 2台 |
| | (RAS-J355FSHT2+RT-J450TW) | |

(2) 契約電力および予定使用電力量

- ① 契約電力 常時電力 288kW
(供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。ただし、最大需要電力が、500kW以上となる場合は、甲乙協議のうえ、契約電力を決定する。)
- ② 予定使用電力量 810,096kWh
(月別の予定使用電力量は、別紙7のとおり)

(3) 契約期間

自 平成23年6月1日午前0時 至 平成24年3月31日午後12時

(4) 電力量等の検針

自動検針装置 無
電力会社の検針方法 目視記録

(5) 需給地点

需要場所における国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターの構内1号柱に設置した区分開閉器の電源側接続点

(6) 計量地点

需要場所における国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターの施設した構内1号柱

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(8) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 非常用自家発電設備（150kVA）を1台有している。
- (3) 各月の電気料金の算定方法は、力率は、実測値によるものとし、基本料金について力率割引または割増しを行う場合および電気量料金について燃料費調整を行う場合には、九州管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件に依るものとし、これに依りがたい場合は協議する。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整及び太陽光発電促進付加金は考慮しないこと。
- (4) 自動制御装置等によりピーク時に集中放電を行う蓄熱空調システムについては、期間〔4月～3月（13時～16時）〕において、調整運転を行う。
- (5) この仕様書に定めのない供給条件については、九州管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件等をもとに協議するものとする。
- (6) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ① 契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ② 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ③ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - ④ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。